

## 交通禁止区間への 車両の進入について

- ✓ 交通規制区間への車両進入は原則不可ですが、物品搬入等が目的であれば事前に申請をすることで一時的に進入可能。
- ✓ 希望される連は、7月14日（火）までに使用する車両の車検証及び運転手の免許証の写しを事務局まで持参ください。

